

保育所等・幼稚園

入園についてよくある質問

更新日 2025. 9. 29

問い合わせ先：西条市役所保育・幼稚園課

Tel 0897-52-1337

目次

申込の申請について	3
入所申請について	3
受付場所はどこですか	3
申込み締め切りはいつですか	3
申請書はどこで受け取れますか	4
園の空き状況はどこで確認できますか	4
他市と併願はできますか	4
園見学を希望する場合、どこに問い合わせたらいいですか	4
仕事をしていなくても申込みますか	4
申込みに必要な書類がすべて揃わないと利用調整の対象になりませんか	4
現在、下の子の育児休業中です。上の子の新規での申込みは可能ですか	5
妊娠・出産を理由に新規申込の場合、育児休業でその後も継続して通えますか	5
各種書類について	5
就労証明書や戸籍など、証明日に有効期限はありますか	5
書類を提出した際、申請書の写しを取り忘れました。申請書の写しはもらえますか	5
申請書について	5
希望園は第3希望まで必要ですか。多く書いたほうが有利ですか	5
9時～17時の勤務で、昼休みが1時間あります。何時間の就労になりますか	5
就労証明書について	5
最低何時間働いていたら保育所等が利用できますか	5
証明書は発行に時間がかかるものですか	5
上の子が通園していても、新しく就労証明書が必要ですか	5
内定のため実績がない場合、どうすればよいですか	6

実績は育休に入る前の状況でいいですか	6
固定・変則両方書かないといけませんか	6
自営業の場合法人化されていても添付書類は必要ですか	6
社印の押印は必要ですか	6
復帰になったときの事業所がどこになるか未定です	6
求職申立書について	6
求職の認定で通えるのはいつまでですか	6
3 カ月で仕事が見つからなかった場合どうなりますか	6
診断書について	6
病名や症状のほかに、何か書いてもらうことはありますか	6
利用調整について	6
申請は早く出した方が有利ですか	6
同じ勤務日数・勤務時間の場合、正社員のほうが有利ですか	6
定員に空きのない保育所等も希望することはできますか	6
申込み後、希望園等を変えることはできますか	7
待機順位を教えてください	7
利用調整の点数について教えてください	7
同点の場合はどうなりますか	7
西条市外在住ですが、西条市の保育所等への入所を希望する場合の優先順位はどうなりますか。	7
いつ頃結果が分かりますか	7
保留通知書について	7
『保育所入所保留通知書』を発行してもらうにはどのような手続きが必要ですか	7
申請し忘れていた場合でも『保育所入所保留通知書』はもらえますか	8
住所地以外の市区町村の保育所等に通いたい（広域入所）場合について	8
西条市に住民票がありますが、他市の保育所等に申請することはできますか	8
西条市に住民票がなくても西条市内の保育所等に申請はできますか	8
保育時間について	8
就労時間が月 120 時間未満ですが、標準時間での保育所等の利用は可能ですか	8
保育料について	8
保育料はいくらですか	8
3 歳児の保育料は無料ですか	9
入園・入所してからについて	9
認定理由・保育時間等変更について	9
変更はいつから適用ですか	9
仕事を辞めてしまいましたが、保育所等は退所しなければいけませんか	9

転職した場合、何か提出する書類はありますか	9
保護者が育休を取得する場合	9
現在、育児休業中です。4月に入所した場合、いつまでに復職が必要ですか	9
上の子が在園中でこれから育児休業を取る予定です。継続入所できますか	10
慣らし保育について	10
保育所等の登園時間は決まっていますか	10
食物アレルギーがある場合、対応は可能ですか	10
転入・転出について	10
西条市へ転入予定です。どこで申込みをしたらいいですか	10
他市へ転出予定です。どこで申込みをしたらいいですか	10
その他	11
公立保育所と私立（認可）保育園に違いはありますか	11

▽目次の文字をクリックで、該当の回答に移動します

申込の申請について	
入所申請について	
受付場所はどこですか	
○幼稚園・認定こども園（幼稚園部門）を希望する1号認定の方 4月入園：第1希望の幼稚園・認定こども園 5月以降の入園：上記と同じ https://www.city.saijo.ehime.jp/soshiki/hoikuyochien/y-nyuen.html ○保育所（園）・認定こども園（保育部門）・地域型保育事業所を希望する2号・3号認定の方 4月入所（期間内）：第1希望の保育所（園）・認定こども園・地域型保育事業所 https://www.city.saijo.ehime.jp/soshiki/hoikuyochien/h-nyuen2.html 4月入所（期間外）および5月以降の入所：本庁保育・幼稚園課または 西部支所市民福祉課 ※4月入所（期間外）および5月以降の入所の場合、保育所（園）・認定こども園・地域型保育事業所は受付場所ではありませんのでご注意ください。	
申込み締め切りはいつですか	
○幼稚園・認定こども園（幼稚園部門）を希望する1号認定の方 各施設で異なります。直接お問い合わせください。 電話番号などはこちらをご覧ください。 https://www.city.saijo.ehime.jp/soshiki/hoikuyochien/y-nyuen.html	

○保育所（園）・認定こども園（保育部門）・地域型保育事業所を希望する2号・3号認定の方 4月入所の受付期間はこちらからご確認ください。 https://www.city.saijo.ehime.jp/soshiki/hoikuyochien/h-nyuen2.html 5月以降の入所は入所希望月の前々月の月末までです。 受付期限を1日でも過ぎた場合は、期間外調整（4月の場合）または翌月調整（5月以降の場合）となります。郵送の場合も同様です。（必着）
申請書はどこで受け取れますか
本庁保育・幼稚園課、西部支所市民福祉課窓口、各施設にて配布しています。 または西条市ホームページでもダウンロードできます。 https://www.city.saijo.ehime.jp/soshiki/hoikuyochien/h-nyuen2.html
園の空き状況はどこで確認できますか
毎月20日頃に最新の受入れ可能状況をホームページにアップしています。（4月入所分の公開はありません） https://www.city.saijo.ehime.jp/soshiki/hoikuyochien/hoikuen.html#9
他市と併願はできますか
市外の施設の入所申込みをした場合、同時に西条市内の施設の入所申込みはできません。
園見学を希望する場合、どこに問い合わせたらいいですか
見学につきましては直接、各施設にお問い合わせください。
仕事をしていなくても申込みますか
「求職」・「介護(看護)」・「就学」等、「就労」以外でも入所要件を満たしている場合は申込み可能です。 ※介護・看護・就学は、月64時間以上していることが条件です。
申込みに必要な書類がすべて揃わないと利用調整の対象になりませんか
申請書が提出されている場合は、入所希望月の前々月の末日（申込締切日）時点で提出されている書類をもとに点数を算定し利用調整を行います。不足書類があっても利用調整の対象になりますが、点数が本来より低く算定されるなど、利用調整上は不利になる場合があります。また、申込締切日までに申請書が出ていない場合は利用調整ができません。 ただし、申込締切日に必要な書類がすべて揃わない場合は（書類不備による）申立書を提出することも可能です。 ※申立書には、提出が遅れる理由と提出できる日を必ずご記入ください。申立書を提出頂いても利用調整時までに提出がされていない場合は、その項目の点数は0点となりますので早めにご提出ください。

現在、下の子の育児休業中です。上の子の新規での申込みは可能ですか
上のお子さんの年齢により幼稚園・認定こども園（1号認定）の申込みが可能です。 保育所等（2号・3号認定）を希望する方は、育休復帰が条件となります。（詳細はこちら「 現在、育児休業中です。4月に入所した場合、いつまでに復職が必要ですか 」）また、下のお子さんの保育状況がわかる申立書等を提出していただきます。
妊娠・出産を理由に新規申込の場合、育児休業でその後も継続して通えますか
育児休業の場合は通うことができません。退所となります。 原則、妊娠・出産での認定期間は出産予定月の前後2カ月（最大計5カ月間）ですが別の理由で継続を希望する場合は、利用できる場合がありますのでご相談ください。
各種書類について
就労証明書や戸籍など、証明日に有効期限はありますか
令和8年度の入所希望については、令和7年10月1日以降のものを有効とします。
書類を提出した際、申請書の写しを取り忘れました。申請書の写しはもらえますか
一度市にご提出された書類は写しであっても原則お返しできません。ご了承ください。
申請書について
希望園は第3希望まで必要ですか。多く書いたほうが有利ですか
第1希望だけでもかまいません。希望する園の数だけご記入ください。 利用調整は、点数の高い児童から順に内定しますので多く書いても有利にはなりません。 入所後の送迎を考慮し、通える範囲でご検討ください。 また、希望調査票にて申請書に記入したすべての希望園に入所できない場合について記入する欄があります。 「 ☒ 入所できない場合はそれ以外の保育所等でも入所を希望する」にチェックがある場合、入所できる可能性がある保育所等をご案内しています。第1～第3希望以外にも希望保育所等がある場合は、第4、第5、第6希望欄にご記入ください。
9時～17時の勤務で、昼休みが1時間あります。何時間の就労になりますか
居宅外で勤務している場合、休憩時間を含みますので、8時間の就労となります。居宅内（在宅勤務）の場合は、休憩時間を含みませんので、7時間勤務となります。
就労証明書について
最低何時間働いていたら保育所等が利用できますか
1カ月64時間以上の就労が必要です。
証明書は発行に時間がかかるものですか
勤務先によっては、就労証明書の発行に時間がかかることがあります。余裕をもってご準備ください。就労証明書の代表者印は不要です。
上の子が通園していても、新しく就労証明書が必要ですか
就労時間や育児休業期間等、記載事項に変更がなければ新たに就労証明書を提出する必

要はありません。
内定のため実績がない場合、どうすればよいですか
見込みの記載で結構です。
実績は育休に入る前の状況でいいですか
育休前の実績で結構です。
固定・変則両方書かないといけませんか
どちらかの記載で結構です。
自営業の場合法人化されていても添付書類は必要ですか
法人化されている場合、添付書類は不要です。
社印の押印は必要ですか
社印の押印は不要です。訂正がある場合は二重線・訂正印(担当者印可)が必要です。
復帰になったときの事業所がどこになるか未定です
入所決定後、新たに就労証明書の提出をお願いします。
求職申立書について
求職の認定で通えるのはいつまでですか
入所が決定したら、入所後3カ月間の認定となります。 4月入所の場合、認定期間は6月30日までです。それまでに、雇用開始日が7月1日より前の(7月1日含む)就労証明書をご提出ください。
3カ月で仕事が見つからなかった場合どうなりますか
求職認定期間内にご提出できない場合は、原則退所となります。 求職の認定期間を延長することはできません。
診断書について
病名や症状のほかに、何か書いてもらうことはありますか
家庭で保育ができない旨(可能な限り詳細に)と療養期間の記載をお願いします。 なお、回復時期の判断が困難な病気のときは、「回復時期は未定・不明」との記載でもかまいません。
利用調整について
申請は早く出した方が有利ですか
申込時期により、利用調整上有利または不利になることはありません。利用調整は、保育を必要とする状況から点数を算定し、その点数の高い児童から順に内定します。
同じ勤務日数・勤務時間の場合、正社員のほうが有利ですか
利用調整時の点数は、勤務日数・時間の契約内容を基に算定するため、雇用形態は利用調整に影響しません。
定員に空きのない保育所等も希望することはできますか
可能です。申込み時点で定員が埋まっていますが、利用調整までに退所等により欠員が生

じ、利用調整対象になる場合があります。空きの有無に関わらず、希望順に保育所等をご記入ください。
申込み後、希望園等を変えることはできますか
変更可能です。その際、変更内容により印鑑や書類提出が必要です。 詳しくは本庁保育・幼稚園課までお問い合わせください。 問い合わせはこちら：0897-52-1337（保育・幼稚園課直通）
待機順位を教えてください
待機順位はお答えできません。（各施設の入所可能人数も同様です） 空き状況をご確認ください。毎月 20 日頃に最新の受入れ可能状況をホームページにアップしています。（4 月入所分の公開はありません） https://www.city.saijo.ehime.jp/soshiki/hoikuyochien/hoikuen.html#9
利用調整の点数について教えてください
保育の基準実施表に基づいて点数をつけています。 https://www.city.saijo.ehime.jp/uploaded/attachment/67823.pdf
同点の場合はどうなりますか
基本指数と調査指数の合計が同点となる場合は次の順に優先とします。 1 基本指数が高い世帯 2 申し込児童に兄弟姉妹がいる場合（兄弟姉妹の多い世帯） 3 世帯市民税額（所得割）が低い世帯
西条市外在住ですが、西条市の保育所等への入所を希望する場合の優先順位はどうなりますか。
基本的には西条市に居住する方を優先して利用調整し、なお受入れ可能な場合にのみ入所ができます。 ただし、西条市内に所在する認可保育施設に 保育士、保育教諭、医療的ケアを実施する看護師または准看護師として勤務（予定）である 保護者の児童については、西条市に居住する方と同様に利用調整します。 ※（月 64 時間以上就労することが条件です）
いつ頃結果が分かりますか
○4 月入所の場合 令和 8 年 2 月下旬～3 月下旬頃に入所承諾書発送予定 ※期間外受付の場合、発送が遅れる場合があります ○途中入所の場合 入所希望月の前月下旬頃に入所承諾書発送予定
保留通知書について
『保育所入所保留通知書』を発行してもらうにはどのような手続きが必要ですか
『保育所入所保留通知書』は入所申込みを行ったにも関わらず内定に至らなかった場合、

ご希望の方に発行しています。内定を辞退された方や申込みをしていない方には『保育所入所保留通知書』は発行することができません。必ず入所希望月の申請受付期間内に保育所等入所の申込みを行ってください。
申請し忘れていた場合でも『保育所入所保留通知書』はもらえますか
受付期間中に申請をしていない場合には『保育所入所保留通知書』を発行することはできません。
住所地以外の市区町村の保育所等に通いたい（広域入所）場合について
西条市に住民票がありますが、他市の保育所等に申請することはできますか
条件により申込みできない場合がありますので、必ず事前に本庁保育・幼稚園課までお問い合わせください。申込みは、西条市の申請様式を使用し、本庁保育・幼稚園課、西部支所市民福祉課へ提出してください。受付期間は希望する保育所等がある市区町村によって異なりますので、必ず事前にご確認いただき、日数に余裕をもってお申込みください。問い合わせはこちら：0897-52-1337（保育・幼稚園課直通）
西条市に住民票がなくても西条市内の保育所等に申請はできますか
下記の場合は市外在住でも西条市で申請ができます。 ・保護者のどちらか（又はどちらも）が西条市内で就労をしている場合 ・里帰り出産の場合（出産予定月の前後2か月までが認定期間となります。） （例：5月出産予定の場合3月1日～7月31日まで認定） 申込みは、住民登録のある市区町村の申請様式を使用し、住民登録のある市区町村へ提出してください。受付け後に、西条市へ送付されます。西条市の受付期限日は、入所希望月の前々月の末日です。余裕をもってお申込みください。 詳しくは本庁保育・幼稚園課までお問い合わせください。 問い合わせはこちら：0897-52-1337（保育・幼稚園課直通）
保育時間について
就労時間が月120時間未満ですが、標準時間での保育所等の利用は可能ですか
保護者の勤務時間帯等により標準時間での認定が可能な場合があります。 詳細は本庁保育・幼稚園課にお問い合わせください。 問い合わせはこちら：0897-52-1337（保育・幼稚園課直通）
保育料について
保育料はいくらですか
保育料及び副食費は保護者の市民税の所得割額により算定しています。 また、実際の金額は入所が決定後に通知文書にてお伝えさせていただきます。 ※入所決定前に市から金額をお伝えすることはできません。 西条市保育所等保育料基準額表はこちら https://www.city.saijo.ehime.jp/soshiki/hoikuyochien/h-nyuen2.html#8

3 歳児の保育料は無料ですか
1 号認定(幼稚園部門) : 満 3 歳児クラスから無償 2 号認定(保育部門) : 3 歳児クラス(4 月 1 日時点で 3 歳)から無償 ※満 3 歳児とは、3 歳の誕生日の前日から最初の 3 月 31 日までの間のお子さんです。 ※実費として徴収される費用(通園送迎費、主食費、副食費、行事費など)は保護者負担ですが、副食費は所得等などにより免除される場合があります。 無償化についてはこちら https://www.city.saijo.ehime.jp/soshiki/hoikuyochien/yohomusyoka.html ↓
入園・入所してからについて
認定理由・保育時間等変更について
変更はいつから適用ですか
支給認定の変更は、原則、申請日提出日の翌月 1 日から適用されます。 変更申請書は、本庁保育・幼稚園課、西部支所市民福祉課、各施設で受付可能です。
仕事を辞めてしまいましたが、保育所等は退所しなければいけませんか
仕事を辞めて、保育が必要な事由がなくなった場合は、退所となります。 ただし、新しい仕事を探される場合は、「求職活動」が保育の必要な事由となり、継続入所が可能です。 入所後または退職後 3 カ月以内に就労を開始し、就労証明書等必要書類をご提出ください。書類の提出がない場合は退所となります。
転職した場合、何か提出する書類はありますか
新しい勤務先の『就労証明書』をご提出ください。また、求職や介護等への変更の場合も新たに提出が必要です。用紙は西条市 HP、本庁保育・幼稚園課、西部支所市民福祉課、各保育所等に用意しています。
保護者が育休を取得する場合
現在、育児休業中です。4 月に入所した場合、いつまでに復職が必要ですか
育児休業からの復帰の場合、入所月の翌月 13 日まで育児休業取得が可能です。 4 月入所の場合は 5 月 14 日までに復職していただくことになります。 育児休業から復帰するため入所を希望する場合は、以下のとおりです。 ・ 育児休業終了日が 1 日～13 日 : 育児休業終了日の属する月の前月から入所申込み可 ・ 育児休業終了日が 14 日～月末 : 育児休業終了日の属する月の当月から入所申込み可 (例 : 育児休業終了日が 5 月 14 日の場合、5 月入所から申込みが可能) ※令和 7 年度中に「育児休業延長」を理由に保育認定しているきょうだいが令和 8 年度も保育所等を利用する場合は、最長 4 月 30 日までの育児休業延長とし、遅くても 5 月 1 日から職場復帰することが条件です。 ※復職日については、お早めに勤務先とご相談ください。

上の子が在園中でこれから育児休業を取る予定です。継続入所できますか
育児休業中は家庭で保育ができるため基本的に継続入所はできませんが、上の子の入所の際、「就労」を理由に入所した場合は、下の子の育児休業期間中も継続入所が可能です。ただし、下の子が満1歳になる日（誕生日の前日）までの期間内で育児休業を取得する場合に限ります。 育児休業での継続入所期間中は「保育短時間（※）」となります。 ※1日あたり8時間までの利用を基本とする区分
慣らし保育について
慣らし保育とは、入所後、お子さまが保育所等での生活に慣れるまでの間、短い保育時間から徐々に保育時間を延ばしていくことです。 慣らし保育の期間は、お子さまの年齢や保育所等により異なります。なお、入所前に慣らし保育を行うことはできません。
保育所等の登園時間は決まっていますか
保育所等では、お子さまの成長に合わせた活動を行っています。集団行動の場でもありますので、各保育所等で決められた時間までに登園をお願いします。なお、やむを得ない場合には、各保育所等にご相談ください。
食物アレルギーがある場合、対応は可能ですか
保育所等で対応が異なりますので、申込みの前に必ず各保育所等へ確認してください。
転入・転出について
西条市へ転入予定です。どこで申込みをしたらいいですか
転入予定の方は入所希望月の前々月の末日（受付期限日）までに西条市で申込みを行います。（4月入所希望の場合は申込締切日が異なります。詳細は本庁保育・幼稚園課までお問い合わせください。） 郵送でも申込可能です。トラブル防止のため、追跡可能な方法での郵送をおすすめします。市HPにて各申請書類をダウンロードしていただけます。通常時の申請書類以外にも、保育料決定のために課税証明書（ただし申請書にマイナンバーを記載している場合は省略可能）、「入園希望月の前月末までに転入する」旨の申立書、賃貸契約書のコピー等が必要です。事前に本庁保育・幼稚園課にご連絡ください。 ※ただし、入園希望月の前月末までに西条市に転入済みの確認ができない場合は内定取消しとなります。翌月に再度利用調整となり、調整の結果、入所できないこともあります。必ず住所異動の手続きを済ませてください。 問い合わせはこちら：0897-52-1337（保育・幼稚園課直通）
他市へ転出予定です。どこで申込みをしたらいいですか
転出時期や市区町村により、入所手続きが通常時と異なります。必ず本庁保育・幼稚園課まで事前にご相談ください。 問い合わせはこちら：0897-52-1337（保育・幼稚園課直通）

その他

公立保育所と私立（認可）保育園に違いはありますか

いずれも国の基準を満たした施設ですが、私立保育園は、保育園ごとに特色のある運営を行っています。公立私立ともに事前に保育所等にお問い合わせのうえ、見学することも可能です。保育料については、公立・私立ともに同じ基準により決定されます。ただし、保育所等によっては、保育料とは別に、園服・帽子の費用等がかかる場合がありますので、直接保育所等へお問い合わせください。